明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（法務四一）　一
○国税収納金整理資金事務取扱規則等の一部を改正する省令（財務五二）　六
○特許法施行規則及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業五九）　二六
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　三三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　三六
地方公共団体
教育職員免許状失効、特定空家等の除却命令関係　一〇三
会社その他
会社決算公告　一〇六

省令

○法務省令第四十一号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十五日

法務大臣　三好　雅子